

平成十一年人事院規則二一〇

人事院規則二一〇（国家公務員倫理審査
会事務局の組織）

人事院は、国家公務員法（昭和二十二年法律第
百二十号）及び国家公務員倫理法（平成十一年法
律第二百二十九号）に基づき、国家公務員倫理審査
会事務局の組織に関し次の人事院規則を制定す
る。

（趣旨）

第一条 国家公務員倫理審査会事務局（以下単に
「審査会事務局」という。）の組織については、
法、倫理法又は規則に別段の定めのある場合を
除き、この規則の定めるところによる。

（事務局長）

第二条 審査会事務局の長は、事務局長とする。
2 事務局長は、会長の命を受けて、審査会事務
局の事務を総括し、当該事務に関し審査会事務
局の職員を指揮監督する。

（参事官）

第三条 審査会事務局に、参事官二を置く。
2 参事官は、命を受けて、審査会事務局の所掌
事務を分掌する。

3 人事院の定めるところにより、参事官のうち
一を首席参事官と称する。

（参事官補佐等）

第四条 参事官の下に、人事院の定めるところに
より、参事官補佐、倫理企画官、倫理企画専門
官、倫理審査官及び倫理審査専門官を置く。

2 参事官補佐は、参事官を補佐し、その命を受
けて、審査会事務局の事務に従事する。

3 倫理企画官、倫理企画専門官、倫理審査官及
び倫理審査専門官は、命を受けて、審査会事務
局における専門の事務に従事する。

（組織の細目）

第五条 この規則に定めるもののほか、事務分掌
その他の組織の細目に関し必要な事項は、人事
院が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。